

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧体系(平成30年度まで)

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件



相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を修了(11.5h)
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を修了(19h)



サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置

新体系(令和元年度から)

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件
【一部緩和】
※配置に関する実務経験要件を満たす予定の日の2年前から、基礎研修受講可



【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を修了(11h)
サービス管理責任者等研修(統一)
を修了(講義・演習:15h)



OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス管理責任者等
実践研修
(14.5h)
を修了



サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置



【新規創設】
サービス管理責任者等
更新研修
(※13h)
5年の間毎に一度受講



【新規創設】
専門コース別研修

※令和5年度末までは、カリキュラムを一部割愛し、6時間程度の内容で実施することが可能

(注)一定の実務経験の要件
・実践研修:基礎研修修了後、過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある 又は ②現にサービス管理責任者等として従事している

【要件緩和事項】

旧体系(平成30年度まで)

新体系(令和元年度から)

①実務経験の一部緩和

- 直接支援業務 10年
- 実務経験を満たして研修受講
 - ・相談支援業務 5年
 - ・直接支援業務 10年
 - ・有資格者による相談・直接支援 3年

- 直接支援業務 8年
- 実務要件が2年満たない段階から基礎研修を受講可
 - ・相談支援業務 5年 → 3年
 - ・直接支援業務 8年 → 6年
 - ・有資格者による相談・直接支援 3年 → 1年

②配置時の取扱いの緩和

- 研修修了後にサービス管理責任者として配置可
- 個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可

- 既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可
- 実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可

③研修分野統合による緩和

- サービス管理責任者の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)、児童発達支援管理責任者別に研修を実施
 - ・修了した分野のみ従事可

- 全分野(児童発達支援管理責任者を含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施
 - ・全分野のサービスに従事可(他分野に従事する際の、研修の再受講は必要なし)
 - ・平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①平成30年度までの旧体系研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

R1～(新体系移行)

施行後5年間(令和5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※R1～R3の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

<実務経験>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了後
5年毎に受講